

保育所等における
医療的ケア児の受入れガイドライン

令和6（2024）年9月

津市健康福祉部保育こども園課

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療機器等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアを日常的に必要とする児童（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。また、医療的ケア児の増加に伴い、その実態も多様化しており、医療的ケア児とその家族へ個々の心身の状況等に応じた適切な支援を提供していくことが求められています。

こうした中、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、地方公共団体の責務が明記され、医療的ケア児に対して保育を行う体制の拡充等の措置を講じることとされました。

本市は、これまでも保育提供の体制等を整え、保育を必要とする医療的ケア児の保育利用に取り組んできましたが、より円滑な受け入れや安全で安心できる保育所等の利用を推進し、医療的ケア児及びその家族に対する適切な支援につなげるため、「保育所等における医療的ケア児の受入れガイドライン」を策定します。

令和6年9月1日

目 次

第 1 章	基本的事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
1	受け入れの要件	
2	対象となる医療的ケアの内容	
3	受入れ時期	
4	受入れ保育所等	
5	受入れ日と時間	
第 2 章	保育利用開始までの手続きについて・・・・・・・・	2 ページ
1	面談申込み	
2	面談	
3	利用申込み	
4	受入れ検討会議	
5	保育の利用調整	
6	保育の利用決定	
7	必要に応じて面談・同行受診・受入れカンファレンス	
8	保育利用開始	
第 3 章	利用保育所等での受け入れについて・・・・・・・・	4 ページ
1	医療的ケアの実施者	
2	医療的ケアの安全実施体制	
3	緊急時の対応	
4	職員の研修	
第 4 章	入所後の医療的ケアの継続について・・・・・・・・	5 ページ
1	医療的ケアの継続	
2	入所後における医療的ケアの内容変更	
3	長期欠席	
第 5 章	保護者の了承事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
1	医療的ケアについて	
2	体調管理及び保育の利用中止等	
3	緊急時及び災害時の対応等	
4	情報の共有等	
5	その他	

第 1 章 基本的事項について

1 受け入れの要件

- (1) 保護者の就労等の要件により、保育所等（※ 1）で保育を行うことが必要であると認められること。
- (2) 病状や健康状態が安定しており、子ども同士の関わりの中で過ごせること。
- (3) 主治医から保育所等の利用が可能と判断されていること。

「【様式 3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」の保育の適性についての見解（集団生活が可能・在宅生活が安定・概ね 3 か月の間、疾患の悪化による入退院を繰り返していない）全てにチェックがあること。

- (4) 保育所等における受入れ体制が整えられていること。
- (5) 保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医、嘱託医及び関係機関が連携できること。

※ 1 保育所等：市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所

2 対象となる医療的ケアの内容

- (1) 喀痰吸引
- (2) 経管栄養（経鼻、胃ろう、腸ろう）
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) 血糖値測定・インスリン注射
- (6) その他の医療行為（人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは原則対象外とする）

3 受入れ時期

4 月 1 日の保育利用開始を基本とする（一次調整申込みのみ）。ただし、入所後に医療的ケアが必要になった場合は、この限りではない。

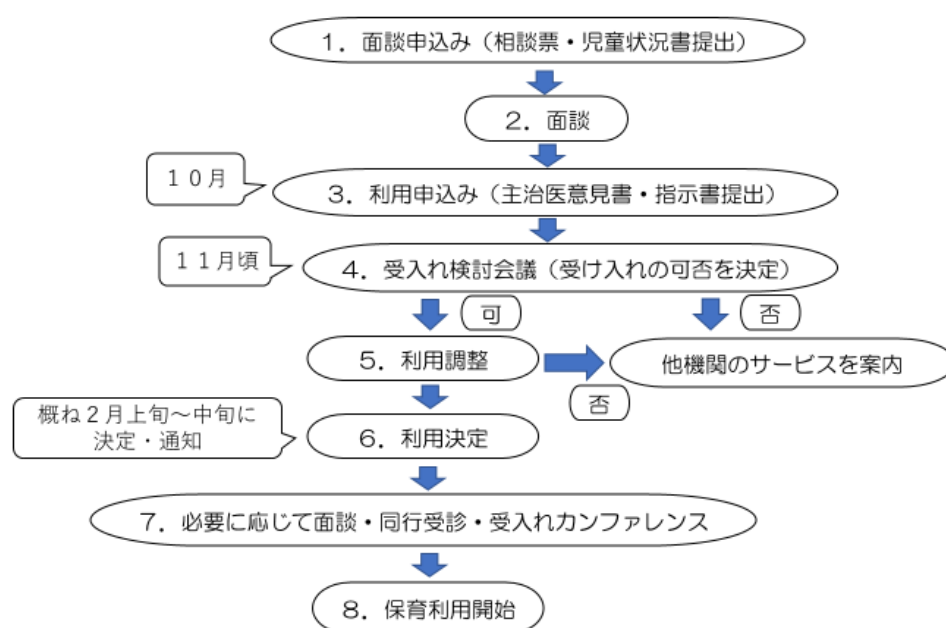
4 受入れ保育所等

公立の保育所等を基本とする。

5 受入れ日と時間

- (1) 原則、休祝日を除く月曜日から金曜日の週5日以内とする。
- (2) 医療的ケアを実施できる時間の範囲は、看護師の勤務体制に準ずる。(8時30分から17時00分を基本とする)

第2章 保育利用開始までの手続きについて



1 面談申込み

面談の申込みを行う。その際には「【様式1】医療的ケア児保育所等利用事前相談票」「【様式2】医療的ケア児童状況書」を提出する。

2 面談

「【様式1】医療的ケア児保育所等利用事前相談票」「【様式2】医療的ケア児童状況書」を基に、保護者、対象児童及び保育こども園課職員にて面談を行う。

3 利用申込み

10月中に利用の申込みをする。利用申込みに必要な書類と共に「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式

3（別紙）】保育所等における活動のめやす」を提出する。（【様式3】、【様式3（別紙）】は医療機関にて作成）

4 受入れ検討会議

- (1) 外部の有識者を含め、保育こども園課内で受入れ検討会議を開催する。
- (2) 集団保育が適切か、また受け入れにあたり必要な安全管理等について、主治医及び関係機関に意見を求めるなどし、検討を行う。
- (3) 協議の結果、受け入れの可否を決定する。

5 保育の利用調整

- (1) 受入れ可の場合
保育こども園課にて利用調整を行う。この時点で、保護者に利用調整を開始する旨の連絡を行う。
- (2) 受入れ不可の場合
他機関のサービス等を案内する。

6 保育の利用決定

- (1) 利用ができる場合
「【様式4】医療的ケア実施申込書」「【様式5】医療的ケア児の保育に関する同意書」を、保育こども園課に提出する。
- (2) 利用ができない場合
他機関のサービス等を案内する。

7 必要に応じて面談・同行受診・受入れカンファレンス

利用保育所等と、保護者、対象児童及び保育こども園課職員等と受入れカンファレンスを行う。また、同行受診、関係機関との調整等を行い利用開始の準備を行う。

8 保育利用開始

- (1) 保育利用開始時、利用保育所等へ「【様式6】医療機器等預かり同意書」を提出する。

- (2) 初日から一定期間、慣らし保育を保護者付き添いのもと行う。期間及び利用時間については、利用保育所等と相談の上、決定する。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合がある。

第3章 利用保育所等での受け入れについて

1 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは原則、看護師等（※2）が行うものとする。

※2 看護師等：看護師、保健師

2 医療的ケアの安全実施体制

- (1) 利用保育所等は、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医の協力により保育を実施する。

- (2) 医療的ケア実施に関する情報の共有

利用保育所等は、「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式3（別紙）】保育所等における活動のめやす」「【様式4】医療的ケア実施申込書」の内容を確認し、主治医等の指導を受け、医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、嘱託医、利用保育所等の職員及び関係機関で共有する。

- (3) 利用保育所等関係者の役割

- ① 児童が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、主治医、嘱託医、利用保育所等の職員及び関係機関が連携・協働する。

- ② 保育士等（※3）は、看護師等及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を把握し、集団保育を行い、利用保育所等での生活の状況を保護者に報告する。

※3 保育士、保育教諭

- ③ 看護師等は、保育士等及び保護者と連携して児童の健康状態を把握する。また「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式3（別紙）】保育所等における活動のめやす」に基づき、「【様式7】医療的ケア実施計画書」を作成

し、保護者の理解及び同意のもと、保育士等と相互に協力し、適切に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について「【様式8】医療的ケア実施記録」で保護者に報告する。

- ④ 保育所等は、嘱託医に医療的ケア児の個別の状況や医療的ケアの内容について丁寧に情報提供する。

(4) 衛生管理

- ① 医療的ケアは、衛生的な環境で実施する。
- ② 児童が使用する医療的ケアの機器・消耗品等については、保護者と申し合わせを行い衛生的に保管・管理する。

(5) 文書管理

医療的ケアの実施に関する【様式2】～【様式9】の書類は、利用保育所等にて10年間保存する。

3 緊急時の対応

- (1) 緊急時の対応は、利用保育所等で定めている事故発生時の対応の流れに沿って対応する。
- (2) 利用保育所等は、緊急時の対応については事前に保護者に十分に説明し、同意を得ておく。

4 職員の研修

保育こども園課は、児童の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

第4章 入所後の医療的ケアの継続について

1 医療的ケアの継続

- (1) 保育こども園課職員等は、定期的な巡回等により児童の健康状態を把握する。
- (2) 状況に応じて、医療的ケアの継続及び実施内容について、主治医、嘱託医及び利用保育所等や関係機関と協議する。

2 入所後における医療的ケアの内容変更

- (1) 入所後、医療的ケアの内容に変更があった場合、保護者は改めて「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式3（別紙）】保育所等における活動のめやす」「【様式4】医療的ケア実施申込書」、状況によっては「【様式6】医療機器等預かり同意書」を提出する。
- (2) 申請書類、児童の健康状態等に基づき、保育所等における集団保育の継続実施について、利用保育所等、保育こども園課、主治医、嘱託医及び関係機関で協議する。また、必要に応じて外部の有識者を含めた受入れ検討会議を開催する。
- (3) 協議の結果、受入れ可能な場合は保育を継続する。ただし、協議の結果、医療的ケアの受入れ体制が確保できない場合には、原則退所とする。
- (4) 医療的ケアが終了する場合は、「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式3（別紙）】保育所等における活動のめやす」又は医療機関の診断書等の提出を受け、児童の健康状態等を確認する。

3 長期欠席

- (1) 保育所等は、就労等の理由により保育が必要な場合に利用するため、登園しない日が2か月以上続いた場合は、原則退所とする。
- (2) 長期欠席の後、登園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、利用保育所等、保育こども園課、主治医、嘱託医及び関係機関で協議する。また、必要に応じて外部の有識者を含めた受入れ検討会議を開催する。

第5章 保護者の了承事項について

以下の事項について保護者から了承を得る。

1 医療的ケアについて

- (1) 医療的ケアが実施可能な時間帯は、平日（月～金曜日）8時30

分から17時00分を基本とする看護体制が整う時間帯とすること。また、保育の実施にあたり、安全が確保できない場合には、受け入れできないこと。

- (2) 主治医の指示以外の保護者による判断での医療的ケアの対応は行わないこと。
- (3) 初日から一定の期間、保護者付き添いのもと慣らし保育を行うこと。期間及び利用時間については、利用保育所等と相談の上、決定する。児童の様子や状態によっては、慣らし保育が短縮・延長される場合もあること。
- (4) 保育利用継続申請時及び児童の状況が変わった場合には、「【様式2】医療的ケア児童状況書」「【様式3】医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）・指示書」「【様式3（別紙）】保育所等における活動のめやす」「【様式4】医療的ケア実施申込書」を提出すること。
- (5) 各保育所等の任意の様式を用いるなどにより、児童の保育所等での様子と家庭での様子を共有すること。
- (6) 医療的ケアに必要な医療機関での診療費用、意見書等の文書料及び機器・消耗品等は保護者の負担となること。
- (7) 保護者は、医療的ケアに必要な機器・消耗品等を点検補充し、使用後廃棄物は持ち帰ること。

2 体調管理及び保育の利用中止等

- (1) やむを得ない事情により医療行為を実施する看護師等が勤務できない場合には、保育の利用ができないことがあること。
- (2) 登園前、家庭において健康観察をすること。顔色、機嫌、動作、食欲、体温等がいつもと違う体調不良時には保育の利用を控えること。
- (3) 保育中に発熱等、体調不良となった場合、又は感染症の疑いがある場合には、保護者等に連絡するため必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良により、利用保育所等が保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても、保護者等は児童を速やかに迎えに来ること。

- (4) 集団保育の場合は、感染症にかかるリスクが高くなることが予想されるため、園内で感染症が一定数以上発生した場合には、利用保育所等からの情報により、保護者等が保育を利用するか否か判断すること。また、利用保育所等の判断で保育の利用を控えてもらう場合があること。
- (5) 利用保育所等が受診を必要と判断した場合には、医療機関を受診すること。また、その費用は保護者の負担となること。
- (6) 児童の病状の変化等により、市が規定する以外の医療的ケアが必要になった場合や集団保育ができないと主治医又は保育こども園課が判断した場合は、原則退所となること。
- (7) 利用保育所等の職員、施設又は設備の状況により、利用保育所等での児童の受け入れができなくなる場合があること。

3 緊急時及び災害時の対応等

- (1) 緊急時・災害時に備え、必ず利用保育所等と連絡の取れる体制を整えること。
- (2) 児童の病状が急激に悪化した等の場合には、原則として保護者に連絡した上で医療機関を受診すること。ただし、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れる前に医療機関へ搬送し、治療が行われることがあり、その際の受診及び治療の費用は保護者の負担となること。
- (3) 災害発生時には、保護者の安全を確保しつつ、速やかに迎えに来ること。万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことを想定し、保護者は一日分の医療的ケアに必要な物品・消耗品等及び薬、栄養剤、低血糖時の補食等を用意すること。
- (4) 児童の病状が急激に悪化した等の場合や災害発生時には、可能な限り利用保育所等に対応するが、医療機関でないため適切な処置がとれない場合があること。

4 情報の共有等

医療的ケア児に対して安全安心な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について主治医、嘱託医、利用保育所等及び関

係機関で共有すること。また、集団保育を実施する上で必要なことは、保護者の同意を得た上で、他の児童、児童の保護者との間で共有すること。

5 その他

- (1) 「第5章 保護者の了承事項」1～4のほか、利用保育所等との間で取り決めた事項を順守すること。
- (2) 保育開始時「【様式5】医療的ケア児の保育に関する同意書」に同意し、同意書を提出すること。